

## 事業所ごみ指定袋運用指導要領

### 1. 趣旨

排出容器の一つとして事業所ごみ指定袋を導入することにより、事業者の適正排出を初めとする自己処理責任及び分別排出の徹底による事業所ごみの減量・再資源化、衛生的処理の促進を図るため、事業所ごみ袋の運用並びに一般廃棄物収集運搬業許可業者の指導に関して必要な事項を定める。

### 2. 対象

一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）とする。

### 3. 事業所ごみ指定袋についての基本的な考え方

- (1) 事業所ごみ指定袋は、排出容器の一つである。
- (2) 事業所ごみ指定袋は、分別に対応して市が規格・運用等を定めるものとする。

### 4. 事業所ごみ袋の規格

別記1「事業所ごみ指定袋仕様書」による。

### 5. 事業所ごみ袋の運用

別記2「事業所ごみ指定袋の運用について」による。

### 6. 指定袋の検査について

- (1) 船橋市一般廃棄物協同組合（以下「組合」という。）は、市が受注業者の発行した「検査報告書」及びその検査報告書に係る袋の提出を求めたときは、これに応じなければならない。  
この場合、市はその「検査報告書」及び袋を規格に適合しているかどうか検査することができる。
- (2) 組合は、市が実施した検査の結果、提出した袋が規格に適合していないと判断されたときは、その検査報告書に係るすべての袋を使用してはならない。

### 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

## 事業所ごみ指定袋仕様書

### 1. 規格・材質

- (1) 再生品（再利用品）の低密度又は高密度のポリエチレン製袋
- (2) その他市長が特別に認めるもの

### 2. 種類

可燃ごみ用（一般廃棄物）		
大	中	小
90 <sup>リットル</sup>	70 <sup>リットル</sup>	45 <sup>リットル</sup>

### 3. サイズ

- (1) 45<sup>リットル</sup>……縦 80cm×横65cm（許容誤差±50mm）
- (2) 70<sup>リットル</sup>……縦 90cm×横80cm（許容誤差±50mm）
- (3) 90<sup>リットル</sup>……縦100cm×横90cm（許容誤差±50mm）

### 4. 強度（引っ張り強度）

- (1) 低密度……縦方向170kgf/cm<sup>2</sup>以上、横方向120kgf/cm<sup>2</sup>以上
- (2) 高密度……縦方向300kgf/cm<sup>2</sup>以上、横方向200kgf/cm<sup>2</sup>以上

### 5. 厚み

低・高密度とも45<sup>リットル</sup>以下は、0.025mm以上  
低・高密度とも70<sup>リットル</sup>以上は、0.030mm以上

### 6. 色・透明度

色 ……黄色又は白色（半透明）  
透明度……着色率2%

### 7. 形態

指定なし

### 8. 体裁・印刷

- (1) ①排出事業者名欄、②ごみの種類（可燃ごみ）、③組合名称、④右下に船橋市指定ごみ袋（事業所用）以上を印刷する。
- (2) 印字の色は、自由とする。ただし、文字が明確に識別できるようにすること。

## 事業所ごみ指定袋の運用について

### 1. 指定袋の発注・納入・販売

- (1) 市で定めた仕様書に基づく指定袋を組合が製袋メーカー若しくは、卸業者に一括発注、各許可業者へ納入することとし、市は介入しない。
- (2) 指定袋には、ごみの種類及び組合名称を明記する。(印刷可)
- (3) 指定袋は、許可業者が直接事業者等へ販売する。
- (4) 許可業者は、袋を販売することにより収集の義務を負う。

### 2. 販売価格

販売価格は次の各号のほか、社会情勢に応じて、組合により決定する。

- (1) 袋の製作費＋(収集運搬料＋処理手数料)×重量  
※処理手数料は、市で定める額とする。
- (2) 袋の製作費に相当する額

### 3. 対象事業所

指定袋の使用は、市内全事業所を対象とする。

### 4. 事業所への指導

- (1) 指定袋の使用について  
許可業者は、事業所に対し指定袋による排出を原則とするよう指導する。ただし、事業所敷地内においてコンテナ等を使用し、分別の徹底及び適正排出が可能な事業所については例外とする。
- (2) 分別について  
ごみの減量・再資源化を図るため、分別による排出を事業者徹底させる。
- (3) 排出について  
排出する指定袋には、必ず排出事業者名を明記するよう指導する。

### 5. 指定袋の管理について

組合は、納入され、指定袋として販売する袋が規格(別記1「事業所ごみ指定袋仕様書」)に適合しているかどうか、常に品質管理を行わなければならない。